

大分県報

平成三十年

第二九五七号

二月十三日

（火曜日）

目次

特定非営利活動法人の設立認証申請	一
瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	一
県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧（六件）	三
指定予定保安林（三件）	五
遊漁規則の変更認可	六
付保義務の発生	六
道路区域の変更（二件）	七
道路の供用開始（二件）	七
公共測量の終了	八

○告 示

大分県告示第八十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 申請のあった年月日
平成三十年一月三十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
NPO法人 おくぶんこツーリズム研究所
- 代表者の氏名

渡 部 順 子

四 主たる事務所の所在地

豊後大野市緒方町馬場三百八十八番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、当市及び周辺市町村を訪れた旅行者・来訪者に対して、観光・ツーリズムを軸としたマネージメントとマーケティングに関する事業を行い、地元市民と来訪者が交流できる環境を創造する。また、行政枠を超えた周辺市町村との広域の観光・交流を推進し交流人口の拡大に努め、地域経済の活性化に寄与することを目的とする。
更には、地域の自然、文化、伝統等の保全・伝承等に尽力し、次世代により良い形で継承していくための活動を積極的に行うものである。

大分県告示第八十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第一百十号）第五条第一項の規定により、次のとおり特定施設の設置の許可申請があった。

なお、次のとおり当該特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面を縦覧に供する。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 申請の概要

1 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

佐賀県小城市小城町二百二十七番地二

ワタキューセイモア株式会社九州支社

取締役支社長 村 田 弘 志

2 特定事業場の所在地及び名称

由布市挾間町三船二百三十一番地

ワタキューセイモア株式会社大分工場

3 設置される特定施設の種類

水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号）別表第一第六十七号 洗濯業の用に供する洗浄施設

種 類	能 力
洗浄施設	五〇kg/時間

使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	能力	種類	汚水等の汚染の状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動	一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日		
						りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位							m ³ /日	単位
七時～一七時	許可日以降	許可日以降	許可日以降	一五〇kg/時間	洗浄施設	一八	四〇	二五〇	二八〇	二五〇	七・三～一三・三	通常	六	通常	七時間	許可日以降	許可日以降	許可日以降			
						二〇	五〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	七・三～一三・三	最大	八	最大							
一日当たりの使用時間	使用時間間隔	使用開始予定年月日	工事完成予定年月日	工事着手予定年月日	主要寸法	構造	能力	処理方式	種類	4 汚水等の処理の方法						汚水等の一日当たりの量	使用の季節的変動	一日当たりの使用時間			
二四時間	連続	既設	既設	既設	縦 一二m×横 四〇m×高さ 六・二m	鉄筋コンクリート造	九〇〇m ³ /日	中和+濃度勾配活性汚泥処理+凝集沈殿+ろ過方式	活性汚泥処理	りん含有量	窒素含有量	浮遊物質	化学的酸素要求量	生物化学的酸素要求量	水素イオン濃度	項目	単位	m ³ /日	単位	なし	八時間
										一八	四〇	二五〇	二八〇	二五〇	七・三～一三・三	通常	八	通常	八	通常	八時間
										二〇	五〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	七・三～一三・三	最大	一〇	最大	一〇	最大	

項目	単位	一日当たりの排出水量		排水口名	5 排水水の量及び汚染状態の値	汚水等の汚染状態の値						汚水等の一日当たりの量		使用の季節的変動		
		mg/l	mg/l			mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l		m ³ /日	単位
生物化学的酸素要求量	mg/l	二〇	二〇	排水口No. 一	5 排水水の量及び汚染状態の値	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	一	七	一	七	処理前	七・三 一三・三	七四二	なし	
水素イオン濃度	mg/l	五・八 八・六	五・八 八・六			りん含有量	mg/l	一八	四	二〇	二五	二〇	処理後	五・八 八・六	七四二	
窒素含有量	mg/l	四〇	二〇			浮遊物質	mg/l	二五〇	三〇	三〇〇	三五〇	三〇〇	処理前	七・三 一三・三	九〇〇	
化学的酸素要求量	mg/l	二八〇	二五			化学的酸素要求量	mg/l	二八〇	二五	四〇	四〇	四〇	処理後	五・八 八・六	九〇〇	
生物化学的酸素要求量	mg/l	二五〇	三〇		生物化学的酸素要求量	mg/l	二五〇	三〇	三〇	三〇	三〇	処理前	七・三 一三・三	九〇〇		
水素イオン濃度	mg/l	七・三 一三・三	五・八 八・六		水素イオン濃度	mg/l	七・三 一三・三	五・八 八・六	五・八 八・六	五・八 八・六	五・八 八・六	処理後	七・三 一三・三	九〇〇		
項目	単位	通常値	最大値			通常値	最大値					通常値	最大値			
	m ³ /日	七四二	九〇〇													

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所	汚水等の汚染状態の値																							
				mg/l	mg/l	mg/l	mg/l	mg/l																			
大分県告示第八十九号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、宇佐市院内町御沓三百六十番地の大石恭之ほか九名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定	水ヶ迫溜池 （ため池整備）	平三〇・二・一三から 平三〇・三・五まで	杵築市役所	化学的酸素要求量	mg/l	二五	四〇	浮遊物質	mg/l	三〇	四〇	窒素含有量	mg/l	二〇	四〇	りん含有量	mg/l	四	八	大腸菌群数	個/cm	三、〇〇〇以下	三、〇〇〇	ノルマルヘキサン抽出物質含有量	mg/l	七	七
大分県告示第八十八号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、杵築市長永松悟からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。 平成三十年二月十三日	大分県知事 広瀬 貞																										

平成三十年二月十三日

大分県報（告示）

し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業	御沓地区	平三〇・二・一三から 平三〇・三・五まで	宇佐市役所

大分県告示第九十号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市国東町原千三百八十五番地の溝部昭一ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (区画整理)	山吹地区	平三〇・二・一三から 平三〇・三・五まで	国東市役所

大分県告示第九十一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市国東町原千三百八十五番地の溝部昭一ほか十七名からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営経営体育成基盤整備事業 (暗渠排水)	山吹地区	平三〇・二・一三から 平三〇・三・五まで	国東市役所

大分県告示第九十二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長三河明史からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営危険ため池緊急整備事業 (ため池整備)	鳥越池地区	平三〇・二・一三から 平三〇・三・五まで	国東市役所

大分県告示第九十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十六条第一項の規定により、国東市長三河明史からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所

県営危険ため池緊急整備事業
(ため池整備)

秀池地区

平三〇・二・一三から
平三〇・三・五まで

国東市役所

大分県告示第九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市大字堅田字栗木鼻八三番一、八四番一、八四番二、八五番、九七番、一一八番、字庵ノ上一〇〇番から一〇二番まで、字打ノ久保一〇三番、一〇七番から一二二番まで、一一四番、一一五番、一一七番、一二四番、一二五番、一二八番、一三二番、一三三番、字椎木鼻一一九番一、字竹角五五五番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字庵ノ上一〇一・一〇二・字打ノ久保一〇三・字椎木鼻一一九番一（以上四筆について、次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市本匠大字上津川字ザレ四〇三番一

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字ザレ四〇三番一（次の図に示す部分に限る。）

(二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

中津市山国町小屋川字辻奥一六二九番六

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

字辻奥一六二九番六（次の図に示す部分に限る。）

平成三十年二月十三日

大分県報（告示）

五

<p>大分県告示第九十九号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年二月十三日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
日田市大字小野字大久保四二五五番五地先から日田市大字小野字岩花二八九二番八地先まで		前	メートル 一・二 ～ 四・四	メートル 三〇〇・〇
<p>大分県告示第百号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年二月十三日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		
道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
別府市大字南立石字尾ノ上一一九四番二から別府市大字南立石字地蔵ノ下九四六番九地先まで		前	メートル 八・〇 ～ 六・七	メートル 七六・八
別府市大字南立石字尾ノ上一一九四番一から別府市大字南立石字地蔵ノ下九四六番九まで		後	三七・四 ～ 二五・四	七六・八
<p>大分県告示第百一号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年二月十三日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		
県道別府庄内線	別府市大字南立石字尾ノ上一一九四番二から別府市大字南立石字地蔵ノ下九四六番九まで	平三〇・二・一三		
<p>大分県告示第百二号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成三十年二月十三日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成三十年二月十三日</p>		<p>大分県知事 広 瀬 貞</p>		
道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日		
県道宝珠山日田線	日田市大字小野字田ノ尻一七七五番二地先から日田市大字小野字牛王一九八七番一地先まで	二五三・〇		
日田市大字小野字大久保四二五五番五から日田市大字小野字岩花二八九一番八まで		三四・四 ～ 二二・〇	三〇〇・〇	
日田市大字小野字田ノ尻一七七五番二地先から日田市大字小野字牛王一九八七番一地先まで		七・四 ～ 五・四	二五三・〇	
日田市大字小野字田ノ尻一七七五番二から日田市大字小野字牛王一九八七番一まで		一三・〇 ～ 六・四	二五三・〇	

平成三十年二月十三日

大分県報（告示）

七

平成三十年二月十三日

大分県報（告示・公告）

八

道路の種類及び路線名

供用開始区間

供用開始年月日

県道宝珠山日田線

日田市大字小野字大久保四二五番五から
日田市大字小野字岩花二八九一番八まで

日田市大字小野字田ノ尻一七七五番二から
日田市大字小野字牛王一九八七番一まで

平三〇・二・一三

○公 告

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、次のとおり九州地方整備局大分河川国道事務所長から公共測量を終了した旨の通知があつた。

平成三十年二月十三日

大分県知事 広 瀬 貞

一 作業の種類

公共測量（基準点測量）

二 作業の地域

大分市横瀬地区

三 作業の終了日

平成三十年一月十九日